

第 19 警報設備

第19 警報設備（危政令第21条）

1 自動火災報知設備【H元.3.22消防危24】

危規則第38条第2項によるほか、自動火災報知設備の細目は、次による。

- (1) 感知器等の設置は、消防法施行規則第23条第4項から第9項までの規定の例によること。
 - (2) 前記(1)に定めるもののほか、消防法施行規則第24条及び第24条の2の規定の例によること。
 - (3) 危規則第38条第2項第3号の規定については、消防法施行令第21条第2項第3号のただし書きがないため、天井裏部分については感知器の設置を減免できないものとする。
- 2 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘
- 非常ベル装置、拡声装置、警鐘については、消防法施行令第24条第4項及び消防法施行規則第25条の2第2項の基準の例によりこと。